

第三一回

参第七号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（案）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

- 3 国及び地方公共団体は、勤労青年で経済的理由により定時制教育又は通信教育を受けることの困難なものに対して適切な奨学の措置を講ずることにつき、特別の考慮を払わなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、定時制教育又は通信教育に従事する教職員の定員及び待遇については、定時制教育又は通信教育の特殊性に基き、特別の措置を講じなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

（使用者の義務）

第三条の二 勤労青年を使用する者は、勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを不当に妨げ、又は勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し不当に不利益な取扱をしてはならない。

第五条の見出し中「補助」を「負担」に改め、同条第二項中「、当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」を「負担する。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項本文中「設備」を「施設又は設備」に、「これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」を「これに要する経費の二分の一を負担する。」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、公立の高等学校で定時制教育のみを行うものの校長並びに公立の高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、講師及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項（吏員その他の職員）に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）で主として定時制教育若しくは通信教育又はこれらの教育に関する事務に従事するものの給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、産業教育手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償に要する経費の十分の四を負担する。

第六条第一項本文中「設備」を「施設又は設備」に、「全部又は一部」を「二分の一」に改め、「、予算の範囲内において」を削る。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 国は、私立の高等学校の定時制教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又

は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

第七条（見出しを含む。）及び第八条中「補助金」を「負担金又は補助金」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 2 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和三十二年法律第百三十四号）は、廃止する。
- 3 当分の間、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条第一項中「扶養手当、」とあるのは、「扶養手当、暫定手当、」と読み替えるものとする。
- 4 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六条の四中「公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法第一条、」を削る。
- 5 地方財政法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第十条に次の一号を加える。
二十七 高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に要する経費
- 6 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

第一条 削除

理 由

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図るため、国は、公立の高等学校におけるこれらの教育の施設又は設備の整備充実に要する経費についてはその二分の一を、これらの教育に従事する教職員の給与費についてはその十分の四を負担するとともに、私立の高等学校の定時制教育の運営費についてその全部又は一部を補助することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約四十億円（平年度）